

よしみけやき保育所 吉見町子育て支援センター

防災計画・災害対応マニュアル



**よしみけやき保育所
吉見町子育て支援センター**

《 目 次 》

第一編 地震防災計画

第一章 震災予防計画

1	緊急地震速報	1
2	防災計画及びマニュアルの作成（別紙）	1
3	施設の防災対策	2
4	職員の参集体制と役割分担	3
5	児童の安否確認及び保護者等との連絡体制の確立	3
6	避難誘導のための体制準備	4
7	防災用品の備蓄	5
8	施設間や地域との支援体制の確立	5
9	防災教育及び防災訓練	6

第二章 震災応急計画

1	職員の確保	7
2	発生時の行動	7
3	施設の運営に必要な物質の確保	9
4	行政やライフライン事業者など関係機関への協力要請	9
5	保護者の安否確認	9
6	児童の移送等	9
7	応急対策を行うための人材の確保	10
8	職員に対する配慮	10
9	衛生管理	10
10	施設内外の再点検・補修等	10
11	取引業者等との連絡調整	11

第二編 風水害防災計画

第一章 風水害予防計画

1	防災情報の把握	1 2
2	前兆の把握	1 3
3	防災計画及びマニュアルの作成（別紙）	1 3
4	施設の防災対策	1 3
5	職員の参集体制と役割分担	1 4
6	児童の安否確認及び保護者等との連絡体制の確立	1 4
7	避難誘導のための体制準備	1 4
8	防災用品の備蓄	1 4
9	施設間や地域との支援体制の確立	1 4
10	防災教育及び防災訓練	1 4

第二章 風水害応急計画

1	職員の確保	1 5
2	発生時の行動	1 5
3	施設の運営に必要な物資の確保	1 6
4	行政やライフライン事業者など関係機関への協力要請	1 6
5	保護者の安否確認	1 6
6	児童の移送等	1 6
7	応急対策を行うための人材の確保	1 6
8	職員に対する配慮	1 6
9	衛生管理	1 6
10	施設内外の再点検・補修等	1 6
11	施設が浸水被害に遭った場合の衛生対策	1 7
12	取引業者等との連絡調整	1 7

第三編 災害対応マニュアル

1	マニュアルの見直し	18
2	被災状況報告等連絡体制	18
3	職員の参集体制	18
4	役割分担・組織体制	19
5	非常持ち出し品	20
6	防災訓練内容	20
7	緊急連絡網	20
8	施設に応じた行動のポイント	21
9	消毒薬の調整	24
10	町防災計画での保育所の位置付け	24
11	災害時における臨時休所等の対応方針	25
12	関係機関連絡先	27

◇よしみけやき保育所 吉見町子育て支援センター

防災計画・災害対応マニュアル変遷	27
------------------	----

第一編 地震防災計画

第一章 震災予防計画

1 緊急地震速報

(1) 緊急地震速報とは

気象庁から発せられるもので、地震の発生直後に、震源に近い地震計でとらえた観測データを解析して震源や地震の規模（マグニチュード）を直ちに推定し、これに基づいて各地での主要動の到達時刻や震度を予測し、可能な限り素早く知らせる地震動の予報及び警報のこと。

(2) 専用音（報知音）を事前に聞く

緊急地震速報が発せられる際は、直ちに確認できるように専用の音（報知音）が鳴る。

専用音（報知音）は、NHKとNTTドコモのホームページで試聴することができるので、平常時に聞いて覚えておくと、発生時に素早く行動することが可能となる。

(3) 専用音（報知音）が鳴ったら

専用音（報知音）が鳴ってから、強い揺れが来るまでは極めて短い時間（数秒から数十秒）しかありません。直ちに行動することが人的被害の低減につながる。

この音を聞いたら、入所者及び職員同士が声をかけながら「身の安全を確保すること」を優先し、直ちに行動する。

2 防災計画及びマニュアルの作成（別紙）

吉見町地域防災計画に基づき、施設の実情に応じた防災計画及び役割分担や緊急連絡先などを記載したマニュアルを作成する。

この計画やマニュアルは、定期的な訓練を通じて検証し、必要な見直しを行う。

3 施設の防災対策

(1) 屋内の安全対策

ア 重量物の転倒防止

ピアノ、ロッカーなど重量物は壁や床に金具や転倒防止チェーンで固定する。

食器棚の扉は、地震により開放して飛散しないよう、チェーンやストッパー等を取り付ける。

イ 落下物対策

絵画をはじめとした掲示物や照明器具など落下の危険性がある物は、補強しておく。

ウ 消火器の確認

出火した場合に備え、消火器の使い方及び位置を職員一人ひとりが確認しておく。

エ 避難経路の確認

- 避難経路となるべき場所に不用物品など障害物を置かないようにする。
- スムーズに避難できるか、その経路を確認しておく。

オ OA機器類の安全管理

施設の運営に必要な情報を管理するコンピュータ等については、保管・管理に十分注意を払うとともに、データが消失しないようバックアップを取っておく。

(2) 屋外の安全対策

- 避難経路上の樹木や塀などの工作物を点検し、倒壊する危険性がある場合は撤去又は補強を行う。
- 遊具、園庭の点検を定期的に行う。

4 職員の参集体制と役割分担

(1) 職員の参集体制

早朝や夕方など時間帯によっては、少人数の職員で発生時に対応する事態が予想される。

このため、職員の居住地と施設との距離や通勤手段及び所要時間を考慮の上、災害発生時に出勤可能な職員を確認し、参集体制を定めておく。

(2) 役割分担

混乱を防止し、迅速かつ的確に災害に対応するため、事前に職員の役割分担を決めておく。

また、指揮命令系統を明確にし、本部長からの指示が速やかに伝わるようにしておく。

5 児童の安否確認及び保護者等との連絡体制の確立

(1) 情報通信手段の確保

ア マチコミメールを利用したメール配信

職員及び保護者等との連絡手段には、「マチコミメール」を活用する。

保護者側も、一斉送信によりスピーディーで確実に情報を受け取ることができ、「クラス別」「学年別」など任意のグループごとに必要に応じたメール配信を提供することができる。

具体的な利用方法は、施設から通知された「登録メールアドレス」を入力し、グループへの登録手続きを行う。

イ 「災害用伝言ダイヤル171」の活用

職員及び保護者等との連絡手段には、「災害用伝言ダイヤル171」を活用する。

被災地に対する通話が急増し、被災地への通話が困難（つながりにくい）となった場合、サービスが提供される。171をダイヤルし、音声ガイダンスに従って操作する。

具体的な利用方法は、NTT東日本のホームページに掲載されているので確認しておく。（なお、携帯電話事業各社でも「災害用伝言板サービス」を提供することとされている。）

「災害用伝言ダイヤル171」の概要

- 伝言録音時間 1 伝言あたり 30 秒以内
- 伝言保存期間 録音してから 48 時間（体験利用時は 6 時間）

○ 伝言蓄積数 電話番号あたり１～１０伝言

イ 災害時優先電話の指定

災害時優先電話は、災害時の公共の秩序を維持するために、地方公共団体やライフライン関係者、病院などの機関を対象に指定されている回線で、発信については一般回線よりも優先される。（総務省のホームページ参照）

社会福祉施設（「社会福祉法第２条第１項に定める社会福祉事業を行う者」）は、「総務大臣が指定する機関」となるため、指定は可能。（平成２１年３月９日総務省告示第１１３号を参照）

指定を希望する場合は、電気通信事業者から、その可否を確認する。

（ＮＴＴの場合は１１６）

(２)児童の保護者等に対する事前連絡

児童の保護者等に対し、災害が発生した場合の対応及び避難先等を事前に周知しておく。

なお、児童を保護者等に引き渡す際の手順も事前に決めておく。

(３)安否の確認・連絡手段の確保

児童の安否確認に加え、児童の引渡しのために保護者の安否を確認することも必要である。災害用伝言ダイヤルサービスの利用など、保護者と保育所との連絡のルールを定めておく。

6 避難誘導のための体制準備

事前に避難行動を想定して準備しておくことは、発生直後における児童の安全を確保する上で重要となる。

(1) 避難経路の確認等

ア よしみけやき保育所が指定する避難所（以下「指定避難所」という。）

への避難経路図の掲示

可能な限り2以上の避難経路を選定し、指定避難所に避難する際の経路図を作成し、廊下など目につきやすい場所に掲示する。

イ 屋内から屋外への避難経路図の掲示

建物平面図等を利用し、消火器の位置、発生時に開放する出口及び屋外へ避難する際の経路図を作成し、廊下など目につきやすい場所に掲示する。

ウ 児童に応じた避難方法

年齢など児童の特性に応じ、避難するための方法（徒歩、避難車、おさんぽ車等）を事前に確認しておく。

オ 所要時間の把握

避難に必要な時間を確認するため、防災訓練の機会を利用し、所要時間を測定して職員に周知する。

(2) 非常持ち出し品の準備

非常持ち出し品は、避難の際に妨げとならないよう、事前に厳選しておく。

なお、指定避難所で長時間にわたり児童を保護することも想定されるので、食料は年齢や食物アレルギーなど児童の特性に合わせて準備しておく。

7 防災用品の備蓄

(1) 基本的な考え方

被災地域が広範囲となった場合には、行政による速やかな救援活動が期待できない可能性がある。

また、保護者等が児童を迎えにくるまでに時間がかかると予想されるので、飲料水、食料をはじめとした防災用品を少なくとも1日分は備蓄しておく。備蓄に当たっては、食物アレルギーや栄養バランスなど児童の特性を考慮して必要となる食料、資機材をリストアップする。

(2) 飲料水と生活用水の備蓄

発災による断水が予想されるので、飲料水については職員分を含めて必要量を備蓄しておく。

洗顔、体を拭くための水やトイレ洗浄水などの生活用水については、井戸水・河川等の自然水利の利用など施設の立地条件に応じ、利用可能な水源を確認しておく。

(3) 児童の特性に応じた非常用食料の備蓄

断水、停電などにより、施設内での調理が不可能となることが想定される。

また、道路施設等の被災が要因となり、食材の調達に支障がでることも予想されるため、必要量を備蓄する。

備蓄食料の内容は、年齢、発達段階、食物アレルギーなどの身体的特性に応じて選定する。レトルト食品（おかゆなど）、缶詰、化学反応を利用して加熱できる商品等、長期保存が容易で調理不要な非常用食料も備蓄品として考慮する。

(4) 衛生用品等の備蓄

紙おむつ、ウェットティッシュ、消毒用アルコール、ポータブル便器、簡易トイレなど衛生管理に必要なものを備蓄する。

(5) 停電への対応

懐中電灯及び予備電池を備蓄し設置するほか、必要に応じて発電機や投光器を整備する。

8 施設間や地域との支援体制の確立

施設内及び施設職員だけでは対応が困難となることも想定し、施設間や地元行政区等と支援協定を締結するよう努める。

9 防災教育及び防災訓練

防災に関する意識の高揚を図ることは、発災時の的確な行動につながるため、必要に応じて比企広域消防本部に協力を求め、定期的に職員の防災教育を行う。

児童福祉施設では、児童福祉施設最低基準（昭和23年厚生省令第63号）により、避難及び消火に対する訓練を少なくとも月1回行うことが義務付けられている。この訓練に合わせて、地震防災に関するテーマを盛り込むものとする。

第二章 震災応急計画

1 職員の確保

電話やメールなど事前に職員に周知しておいた手段により連絡し、職員を確保する。迅速に全職員に連絡できるよう事前に緊急連絡網を作成しておく。

職員が参集したら、災害計画に係る組織体制による行動を基本とする。

早朝・夜間の参集や被災により事前に決めた職員数を確保できない場合は、施設長が参集状況に応じて職員を割り当てる。施設長など指揮者が不在の場合には、次順位となる職員が指揮に当たる。

2 発生時の行動

(1) 基本的な行動

ア 人身の安全を優先する

強い揺れが起きたときには、立っていることも困難となるので、机の下などで頭部を中心として身体を守り、受傷の危険を低減することに努める。

職員は、自らの安全を確保すると同時に、児童に対して「落ち着いて。机の下に入りなさい」、「頭から布団をかけなさい」など声がけを行い誘導する。揺れが収まってきたら児童及び職員の安否を確認する。

イ 重傷（重症）者等への対応

重傷（重症）者がいる場合には、医師による治療が行われるまで可能な限りの応急手当を施す。

不幸にも死者が出た場合は、児童から隔離して安置する。

ウ 屋内外点検

○ 強い揺れが収まってきたら、建物の損傷、落下・転倒した物品、ガラス片の散乱状況を確認した上で、避難路を確保する。

○ 火災が発生した場合は初期消火を実施して延焼防止に努める。

エ 避難に係る判断材料

区 分	避難を要する事態	必要に応じ避難
判断材料	○ 施設が倒壊する危険がある ○ 施設内で火災が発生して初期消火では対応不可 ○ 落下や転倒する危険物が多く受傷する恐れがある ○ 近隣の建物の倒壊や延焼などの危険性がある ○ その他施設内にとどまることが危険である	○ 施設内外の被害が少なく、施設建物の耐震性に不安がない ○ 施設内に火の気がない ○ 近隣の建物の倒壊又は火災の延焼が認められない

(2)施設に応じた行動のポイント

施設内にいる場合、散歩・水泳・遠足の場合など、状況に応じた対応・確認・移動を行うこととする。

(3)停電時の対応

夜間や夕刻時に停電となった場合、各室や廊下等に設置した懐中電灯を点灯し、児童の不安解消に努めるとともに、避難誘導に備える。

夏季や冬季には、停電による室温の急激な変化が予想されるので、施設内にとどまる必要が長時間となる場合は、児童及び職員への体調に注意し、次のような方法で対処する。

【夏季】

- ①降雨に注意しながら、窓を開放する。
- ②薄着になるなど着衣を調整する。
- ③濡らしたタオルを首筋にあてるなど体温の上昇を抑制する。
- ④水分を補給し、熱中症を予防する。
- ⑤１００ボルト電源の冷房機器があり発電機が使用できる場合は、使用を試みる。

【冬季】

- ①毛布や布団で体温の維持に努める。
数が足りない場合は、着衣の下に新聞紙やビニール袋などを巻く。
- ②児童及び職員は、少ない部屋数に集合し室温の低下を緩和する。
- ③１００ボルト電源の暖房機器があり発電機が使用できる場合は、使用を試みる。

３ 施設の運営に必要な物資の確保

施設の運営に必要な物資について確認し、事前に備蓄した食料、飲料水などを活用するとともに、町子育て支援課へ被災状況等を報告し、早期に施設が再開できるよう努める。

また、施設と取引のある業者に対し、必要な物資を早期に調達できるよう協力を依頼する。

４ 行政やライフライン事業者など関係機関への協力要請

被災状況によっては、電気、ガス、水道をはじめとしたライフラインが正常な状態に復旧するまで時間がかかることが想定される。

このため、行政やライフライン事業者等に対して協力を要請し、復旧までの対応を検討する。

５ 保護者の安否確認

保護者の安否を早急に確認し、児童の精神的不安の軽減に努める。

通話が殺到し、固定電話や携帯電話がつながりにくい状態となる可能性もあるため、「災害用伝言ダイヤル１７１」などを活用する。

６ 児童の移送等

児童の状態を観察し、受傷や疾病の疑いがある場合は、保育所医や近隣の病院等で受診させる。

多量の出血や意識の混濁が認められる場合など一刻を争うときは、救急搬送を要請する。可能な限り、アレルギーや既往症など児童の身体的特性を記載した書面（児童票等）を職員が持参し、救急車に同乗する。児童の救急搬送が完

了したら、移送先の病院を施設長及び保護者に連絡する。

なお、被災状況によっては、救急車の到着に時間を要することもあるので、119番通報の際に受理担当者に確認し、状況により職員が近隣の病院等へ移送する。

7 応急対策を行うための人材の確保

災害の規模によっては、施設の職員だけでは施設の再開まで時間がかかることが想定される。このため、地元行政区、児童の保護者やボランティアなどの人材を確保し協力を求める。

8 職員に対する配慮

(1) 過重労働の回避

被災後の施設運営は、職員に大きなストレスがかかる。職員の健康状態に十分注意し、特定の職員に負担が集中しないようにする。

損壊した備品の撤去をはじめとした児童の処遇以外の業務は、ボランティアなどの応援を得るなど過重労働とならないよう配慮する。

(2) 心身に対する配慮

職員の住居や保護者の被災状況を考慮し、職員の心身への負担を軽減するよう努める。

9 衛生管理

感染症等を予防するため、児童及び職員に対して手洗いやうがいを励行する。なお、職員の健康状態によっては児童との接触を制限する。

10 施設内外の再点検・補修等

施設を早期に復旧するためには、施設内外を十分に点検・補修するなどして、児童及び職員への危険を防止する。

点検の際には、チェックリストを作成し、平面図にメモすることで見落としがないように注意する。

(1) 施設内

損壊、落下や転倒する可能性のある物品、ガラス片、壁の損傷による配線

類などがないか点検し、撤去又は補修若しくは再調達する。

(2)施設外

ア 遊具類

実際に作動させ、正常に作動するか、可動部分に損傷がないか点検を行う。必要に応じて、専門業者による精密点検を実施する。

イ 塀その他

塀や建物からの距離を保ち、落下物による危険を避ける。また、地面の陥没等による危険がないか注意する。

11 取引業者等との連絡調整

大規模な地震が発生した場合には、流通機能への影響から、生鮮食料品の価格高騰や継続的な供給が困難となることが想定される。

施設の運営に必要な取引業者等に連絡し、物資の継続的な供給や施設設備の正常な稼働を図る。

第二編 風水害防災計画

第一章 風水害予防計画

1 防災情報の把握

(1) 予測

施設が立地している地盤や地形などの周辺環境から、起こりうる災害を予測しておく。

(2) 行政資料の確認

ア 地域防災計画等

町で作成している「地域防災計画」や「洪水ハザードマップ」などでは、水防（河川等はん濫）、一般（風水害、土砂くずれ）の区分ごとに、河川はん濫による浸水想定区域図、土砂災害危険箇所の災害履歴を掲載しているので、それらの資料を確認しておく。

イ 土砂災害ハザードマップ

「土砂災害ハザードマップ」には、土砂災害（特別）警戒区域の範囲、土砂災害の発生原因となる自然現象の種類、避難場所等が記載されているので、迅速な避難行動に有用である。

(3) 都市型災害に対する認識

地表の多くがコンクリートやアスファルトで覆われていると、雨水が地面に浸透せずに下水道や河川に集中して流入するため、予想に反して水害が発生することがある。

(4) 気象情報の継続的な確認

局所的に発生する集中豪雨は予測が困難であり、注意報や警報等は急に発表されることがあるので継続的に気象情報を確認する。

2 前兆の把握

(1)周囲の観察

土砂災害は一瞬にして発生するので、土砂災害警戒情報を把握するとともに、斜面など周辺の状態にも注意し、異変に気がついた場合には直ちに安全な場所に避難する。

低年齢の児童が逃げ遅れることのないよう、早めの判断と行動が重要となる。

(2)前兆現象の察知

次のような前兆に注意する。

- 川の水かさが急激に上昇する。
- 水が濁り、流木などが流れてくる。
- がけから音がする。小石が落ちてくる。
- 斜面にひび割れや変形がある。
- がけや斜面から水が噴出している。
- がけからの水が濁っている。
- 山がミシミシと音をたてる。
- 根の切れる音、風がないのに木の枝先の擦れ合う音がする。
- 雨が降り続けているのに川の水位が下がっている。（鉄砲水の前兆）

3 防災計画及びマニュアルの作成（別紙）

【震災予防計画（１－１－２）に準じる】

4 施設の防災対策

(1)防災設備等の確認

ア かさ上げ工事や防水対策等の改良工事等の検討、排水溝の定期的な清掃等を行う。

(2)屋内の安全対策

【震災予防計画（１－１－３（１））に準じる】

(3)屋外の安全対策

鉢植え、物干しなど飛散するものは室内へ移動しておく。また、飛散したものの二次災害を防止するため、定期的な施設・園庭の管理に努める。

5 職員の参集体制と役割分担

【震災予防計画（１－１－４）に準じる】

6 児童の安否確認及び保護者等との連絡体制の確立

【震災予防計画（１－１－５）に準じる】

7 避難誘導のための体制準備

【震災予防計画（１－１－６）に準じる】

8 防災用品の備蓄

【震災予防計画（１－１－７）に準じる】

9 施設間や地域との支援体制の確立

【震災予防計画（１－１－８）に準じる】

10 防災教育及び防災訓練

【震災予防計画（１－１－９）に準じる】

第二章 風水害応急計画

1 職員の確保

【震災応急計画（１－２－１）に準じる】

2 発生時の行動

(1) 基本的な行動

ア 人身の安全を優先しましょう

職員は、自らの安全を確保すると同時に、児童に対して「落ち着いて」、「大丈夫、こわくないよ」など声がけをして、風雨の影響を受けない場所へ誘導する。続いて児童及び職員の安否確認を行う。

イ 重傷（重症）者等への対応

重傷（重症）者がいる場合には、医師による治療が行われるまで可能な限りの応急手当を施す。

不幸にも死者が出た場合は、児童から隔離して安置する。

ウ 屋内外点検

- 建物の損傷、落下・転倒した物品、ガラス片の散乱状況を確認した上で、避難路を確保する。
- 火災が発生した場合は初期消火を実施して延焼防止に努める。
- 風雨の強弱、施設周辺の浸水状況を確認し、避難に備える。

エ 避難に係る判断材料

町等の避難勧告や避難指示の場合は勿論、「第一章 風水害予防計画」の前兆があったとき、施設周囲の浸水等の状況から判断する。

(2) 施設に応じた行動のポイント

【震災応急計画（１－２－２（２））に準じる】

(3) 停電時の対応

【震災応急計画（１－２－２（３））に準じる】

3 施設の運営に必要な物資の確保

【震災応急計画（１－２－３）に準じる】

4 行政やライフライン事業者など関係機関への協力要請

【震災応急計画（１－２－４）に準じる】

5 保護者の安否確認

【震災応急計画（１－２－５）に準じる】

6 児童の移送等

【震災応急計画（１－２－６）に準じる】

7 応急対策を行うための人材の確保

【震災応急計画（１－２－７）に準じる】

8 職員に対する配慮

【震災応急計画（１－２－８）に準じる】

9 衛生管理

【震災応急計画（１－２－９）に準じる】

10 施設内外の再点検・補修等

【震災応急計画（１－２－１０）に準じる】

11 施設が浸水被害に遭った場合の衛生対策

集中豪雨で道路が冠水すると、下水道の汚水が逆流することがある。

周辺の道路が冠水して施設が浸水した場合は、汚水も混入している可能性が高いため、十分に洗浄した後に消毒する。

(1) 清掃・洗浄

ア 床上浸水があった場合

- ① 冠水した畳や使用不能な物を施設外へ運び出し、廃棄物処理をする。
- ② 汚れた物品類、床・壁などは、水道水で洗浄又は雑巾で水拭きする。
- ③ 食器類や調理器具などは、十分に水道水で洗浄する。
- ④ 食器棚、食品庫、冷蔵庫などは、清潔な布で汚れを十分に拭き取る。
- ⑤ 浸水により流れ着いた床下の汚泥や不要物などを除去する。
- ⑥ 床下にたまっている汚水は雑巾等に吸着させ、扇風機等で乾燥させる。

イ 床下浸水があった場合

- ① 浸水により流れ着いた汚泥や不要物などを除去する。
- ② 床下に溜まっている汚水は雑巾等に吸着させ、扇風機等で乾燥させる。

(2) 消毒

消毒薬の使用については、町衛生主管課や保健所の指導を受けるものとする。消毒薬には、金属、プラスチック、ゴム製品への腐食性があるので、使用上の注意を守り使用する。

ア 家具や床などの消毒に適しているもの

塩化ベンザルコニウム（逆性石鹼）の水溶液

イ 飲食器具等の消毒に適しているもの

次亜塩素酸ナトリウム（家庭用塩素系漂白剤など）の水溶液

(3) その他

受水槽は、汚水が混入していないか点検してから使用する。

12 取引業者等との連絡調整

大規模な風水害があった場合は、浸水による電気設備の損傷、生鮮食料品の価格高騰や継続的な供給が困難となることが想定される。

施設の運営に必要な取引業者等に連絡し、物質の継続的な供給や施設設備の正常な稼働を図る。

第三編 災害対応マニュアル

1 マニュアルの見直し

施設の実情に応じた、役割分担や緊急連絡先などを記載した災害対応マニュアルを作成する。このマニュアルは、定期的な訓練を通じて検証し、必要な見直しを行う。

2 被災状況報告等連絡体制

よしみけやき保育所

吉見町子育て支援課児童支援係

電話番号： 0493-63-5014

FAX 番号： 0493-54-4200

埼玉県福祉部少子政策課保育施設担当

電話番号： 048(830)3328

FAX 番号： 048(830)4784

電子メールアドレス： a3330@pref.saitama.lg.jp

3 職員の参集体制

早朝や夕方など時間帯によっては、少人数の職員で発生時に対応する事態が予想されるため、職員の居住地と施設との距離や通勤手段及び所要時間を考慮のうえ、参集ルールと役割分担を定めておく。

《参集ルール》

参集体制	行動基準	参集人員	連絡体制
警戒参集	施設所在市町内で震度5弱を記録したとき	① 所長 ② 4級職以上の職員	自主（自動）参集
非常参集	施設所在市町内で震度5強以上を記録したとき	全職員	同上

4 役割分担・組織体制

災害発生時の混乱を防止し、迅速かつ的確に対応するため、事前に職員の役割分担を決めておく。

指揮命令系統を明確にして指示が速やかに伝わるようにする。

《災害対策に係る組織体制》

本 部 本 部 長＝所長 1 人 副 部 長＝課長補佐 1 人	・ 防災業務の適切な実施を図るため、災害応急計画を遂行する。 ・ 災害応急計画の実施について指揮を行う。（本部長不在時は副本部長が指揮）
情報連絡班 班 長：1 人	・ 町災害対策本部、消防署、警察署、県福祉事務所などと連絡を取り、情報を入手のうえ本部長に報告 ・ 各班に情報提供 ・ 保護者への情報対応
消火班 班 長：1 人	・ 火元の点検・確認 ・ 発火の防止と発火の際の初期消火
救護班 班 長：1 人	・ 負傷者の救出及び安全な場所への移動 ・ 応急手当及び病院などへの移送
避難誘導班 班 長：1 人 副班長：1 人	・ 児童の避難誘導 ・ 本部長の指示に基づき児童の避難 ・ 保護者等への引き渡し
応急物資班 班 長：1 人	・ 食料、飲料水などの確保 ・ 炊き出し、飲料水の供給
地 域 班 班 長：1 人	・ 地域住民や近隣の社会福祉施設と連携した救援活動 ・ ボランティア受入れ体制の整備と対応

5 非常持ち出し品

児童票、児童・職員・嘱託医等の緊急連絡一覧表、非常食、粉ミルク、哺乳瓶、飲料水、筆記用具、懐中電灯、携帯電話、携帯ラジオ、ビニールシート、ビニール（ポリ）袋、軍手、ナイフ、ライター（マッチ）、ひも類、ヘルメット、タオル、ウェットティッシュ、ティッシュ、テープ類、工具類、救急医療品セット、衣類、紙おむつ類、衛生用品、使い捨てカイロ、電池、簡易トイレ、毛布、担架、避難車、おさんぽ車等

6 防災訓練内容

- 地震・火災が発生した場合における児童及び職員の対処方法
- 児童の安否確認
- 児童又は職員に対する応急手当
- 施設・園庭・遊具の安全点検
- 指定避難所への移動
- 夜間の停電を想定した避難誘導

7 緊急連絡網

【よしみけやき保育所職員緊急連絡網と同じ】

8 施設に応じた行動のポイント

① 施設内にいる場合

a 早朝・延長保育時間帯

早朝・延長保育時間帯では、職員数が少なく対応が困難な状況が予想されるので、登園で訪れた保護者へ児童の誘導などの協力を求める。

b 低年齢児への対応

○ 乳児など低年齢児は、一人で身を守ることが困難である。職員は、自らの安全を確保しながら、ピアノなど倒れやすいものから児童を遠ざける。

園庭に一時避難する場合は、抱き上げたり、避難車を利用したり、児童の状況に応じて対処する。

○ 眠っている場合は、布団、毛布、クッションなどを利用して落下物を避ける。

c 火の元の確認

揺れが収まり、行動できる状態になったら、調理員は火の元を確認する。

d 安全な場所への移動

揺れが収まってきたら、避難場所（駐車場）へ移動し、児童及び職員の安否が確認できるまで、その場所で待機する。

e 降園を希望する者への対応

保護者が来園し、降園を希望する場合は、出席簿などに日時を記録して児童を引き渡す。保護者の代理人と称する者が来園した場合は、保護者に確認して児童を引き渡す。

f 園庭における対応

○ 塀や建物からの距離を保ち、落下物による危険を避ける。また、地面の陥没等による危険がないか注意する。

○ プールに入っていたときは、水から引き上げ、体を拭いて体温の低下に注意する。

○ 揺れが収まって児童及び職員の確認が完了するまで、その場で待機する。園庭に危険がある場合は、避難場所（駐車場）に移動する。

《保育の継続が困難な場合の対応》

① 指定避難所への移動

火災や園舎の損傷が甚大であるなど保育の継続が困難と判断される場合は、指定避難所へ移動することとし、園舎への張り紙又は立て看板で指定避難所へ移動する旨及び連絡先を掲示しておく。移動する際は、列の前後に職員を配置して児童を誘導する。

保護者に対しては、マチコミメールを利用したメール配信、災害用伝言ダイヤルを活用し、指定避難所で児童を保護している旨を伝える。保護者の代理人が来る場合は、氏名を聞いておく。

② 保護者との連絡ができない場合

保護者と連絡がとれず、児童の引き渡しができなくなることが予想される場合は、子育て支援課と対応を協議する。

③ 児童を引き渡す際の注意点

児童を引き渡す際は、保護者又は保護者の代理人であることを確認し、出席簿などに日時を記録しておく。

なお、保護者の代理人に児童を引き渡す際には、事前に聞いておいた氏名と相違がないか免許証等の身分を証する書面で確認を行う。

② 散歩の場合

a 児童の確認

- 児童を一か所に集め、座らせて人数を確認する。
- 切れた電線、固定されていない自動販売機、ガラスなど多くの危険があるので、児童の行動に十分注意する。

b 園に戻ることが困難になった事態への対応

道路上に障害物が散乱するなど保育所に戻ることが困難な状況となったときは、携帯電話等で所長又は課長補佐に連絡し、近隣の避難所で待機して指示を待つ。

保育所に連絡できない場合は、災害用伝言ダイヤルの活用や、近隣の避難所に到着後に保育士の一人が保育所に戻って報告するなど連絡手段を工夫する。

③ 遠足の場合

(目的地を事前調査し、避難所の位置など安全な場所を確認しておく)

a 児童の確認

- 直ちに移動を中止し、児童を安全な場所に集め、座らせて人数を確認する。
- 切れた電線、固定されていない自動販売機、ガラスなど多くの危険があるので、児童の行動に十分注意する。

b 近隣の避難所等への移動・待機

揺れが収まってきたら、携帯電話等で所長又は課長補佐に連絡し、近隣の避難所等で待機して指示を待つ。

園への通話ができない場合は、災害用伝言ダイヤルを活用するなど連絡手段を工夫する。

9 消毒薬の調整

塩素濃度の調整例（ノロウイルスの消毒）

（埼玉県保健医療部疾病対策課ＨＰから引用）

市販されている家庭用塩素系漂白剤（塩素濃度は約５％）を使用した場合の調整方法。

水５リットルに対して以下の量の漂白剤を加えます。

（キャップ１杯が、約２５ミリリットルの場合）

濃度 ０．０２％（２００ppm）を作りたい場合

：２０ミリリットル（キャップで１杯弱）

濃度 ０．１％（１，０００ppm）を作りたい場合

：１００ミリリットル（キャップで約４杯）

※ 次亜塩素酸ナトリウムを使用する上での注意事項

- ・商品に記載してある使用方法をよく確認して使用する。
- ・皮膚に対する刺激が強いため、手洗いなど人に対しては使用しない。
- ・使用するときには、窓を開ける等十分に換気を行う。
- ・金属等腐食の可能性のあるものに使用する場合は、使用後に水拭きする。
- ・材質によっては、変色する場合があるので注意する。

10 町防災計画での保育所の位置づけ

（１）指定緊急避難所

地震災害の発生直後、緊急に避難する場所として指定されている。

（２）福祉避難所

地震災害の発生後、指定避難所での避難生活に負担が大きい要配慮者を収容するための福祉避難所に指定されている。

また、指定避難所及び補助避難所に避難者が収容できない場合、避難所として使用する。

（３）要配慮者関連施設

水防法による荒川の浸水想定区域内にあるため、洪水予報や避難情報を町から伝達される要配慮者関連施設に位置付けられている。

11 よしみけやき保育所及び子育て支援センターの災害時における臨時休所等の対応方針

令和3年10月策定

1 目的

台風、地震等の影響により人的・物的被害が生じるおそれが高まり、通常業務の継続が困難な状態が予測される場合において、子ども、保護者等の安全を守るため、よしみけやき保育所及び子育て支援センター（以下「保育所等」という。）の開所及び臨時休所等の対応について次のとおり定める。

2 基本的な対応

保育所等は公立であり、地震等の災害時には福祉避難所に指定されている。また、職員も災害発生時には避難所開設等の役割を担うため、原則、町の災害対応に即して保育所等の開設、臨時休所等について判断をしていく必要がある。しかしながら、台風等事前に予測可能な災害と、地震等の予測が困難な災害があるため、災害等の内容ごとに、次のとおり具体的な対応を定める。なお、臨時休所等の対応については、利用する保護者に事前の周知を図り理解を求めるものとする。

（１）台風等による風水害への対応

保育所等は、保護者の就労等により保育等が必要な児童が利用するものであるため、事前の天気予報等の情報を基に、町から発令される警戒レベルに応じた対応を図る。

・警戒レベルと住民がとるべき行動について

※吉見町防災ハザードマップより

警戒レベル	状況	住民がとるべき行動	避難情報等
5	災害発生 又は切迫	命の危険 直ちに安全確保！	緊急安全確保 *1（吉見町が発令）
《 警戒レベル4までに必ず避難！ 》			
4	災害の おそれ高い	危険な場所からの全員避難！	避難指示 *2（吉見町が発令）
3	災害の おそれあり	危険な場所から高齢者等は避難！	高齢者等避難 *3（吉見町が発令）
2	気象状況 悪化	自らの避難行動を確認	大雨・洪水注意報 （気象庁が発表）
1	今後気象状況 悪化のおそれ	災害への心構えを高める	早期注意情報 （気象庁発表）

*1 市町村が災害の状況を確実に把握できるものではない等の理由から、警戒レベル5は必ず発令される情報ではありません。

*2 避難指示は、これまでの避難勧告のタイミングで発令されることになります。

*3 警戒レベル3は、高齢者等以外の人も必要に応じ普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、危険を感じたら自主的に避難するタイミングです。

(2) 警戒レベルによる保育所等の対応

◆町から「警戒レベル3以上」が発令された場合

- ① 開所時間中に避難情報等が発令された場合は、保護者に対してお迎えを要請し、全児童の引き渡し後は閉所とする。※子育て支援センター利用者は速やかに利用を中止する。

警戒レベル（避難情報等）	保育所等の対応
警戒レベル3 （高齢者等避難）	・あらかじめ、保護者に周知している避難所へ園児を速やかに避難させる。ただし、被害状況等により、他の避難場所や保育所内が安全と判断した場合は、その場所に避難をする。 ・保護者へは、メールや災害伝言ダイヤル等を通じて速やかなお迎えを依頼する。
警戒レベル4 （避難指示）	
警戒レベル5 （緊急安全確保）	・発災中で安全確保ができない場合、保護者のお迎えや児童の引き渡しは危険が伴うため、児童の安全確保を最優先にし、町担当課との連携を図り対応する。

- ② 開所時間より前に避難情報等が発令された場合は、利用自粛要請又は臨時休所等とする。

警戒レベル（避難情報等）	保育所等の対応
警戒レベル3 （高齢者等避難）	・町担当課と連絡調整を図る。 ・午前6時時点で臨時休所等を判断。（午前の途中からの保育なし） ・午前10時の時点で安全確認ができれば午後の利用を再開。（午前10時の時点で安全確認できなければ1日休所） ・保護者への利用自粛要請等、情報提供に努める。
警戒レベル4 （避難指示）	
警戒レベル5 （緊急安全確保）	

◆臨時休所等の判断

- ・休所等の判断は、町長、災害担当課長、保育担当課長等が判断をする。
- ・災害情報等の発令時において、災害復旧、医療機関や社会基盤の維持等の

業務に従事する方等、保育が必要な家庭への保育の提供に努める。ただし、保育の提供にあたっては、施設の安全、保育従事者の確保等が十分になされたうえで実施する。

◆災害後の対応

- ・施設の安全確保
- ・施設周辺の安全確保
- ・ライフラインの状況
- ・給食の提供
- ・職員の確保 ※職員体制については、災害担当課等と連携し早期再開に努める。

1 2 関係機関連絡先

よしみけやき保育所	☎ 5 4 - 1 7 6 6
子育て支援課（状況報告先）	☎ 6 3 - 5 0 1 4
県福祉部少子政策課保育施設担当（状況報告先）	☎ 0 4 8 - 8 3 0 - 3 3 2 8
フレサよしみ（指定避難所）	☎ 5 3 - 1 3 3 1
ふれあい広場（指定避難所）	☎ 5 4 - 5 6 2 5
町災害対策本部	☎ 5 4 - 1 5 1 1
比企広域消防本部	☎ 2 3 - 2 2 6 6
比企広域消防本部吉見分署	☎ 5 4 - 1 5 5 8
東松山警察署	☎ 2 5 - 0 1 1 0
東松山保健所	☎ 2 2 - 0 2 8 0
県西部福祉事務所	☎ 0 4 9 - 2 8 3 - 6 7 8 0

◇よしみけやき保育所 吉見町子育て支援センター

防災計画・災害対応マニュアル変遷

平成 2 4 年	9 月	策定	令和 6 年	4 月	一部改訂
平成 2 5 年	4 月	一部改定			
平成 2 6 年	4 月	一部改定			
平成 2 7 年	4 月	一部改定			
平成 2 8 年	4 月	一部改定			
令和 2 年	4 月	一部改定			
令和 3 年	4 月	一部改定			
令和 4 年	4 月	一部改定			



吉見町キャラクター「よしみん」